

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【公開番号】特開2015-42347(P2015-42347A)

【公開日】平成27年3月5日(2015.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-015

【出願番号】特願2014-244213(P2014-244213)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

可変表示を行ない、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機であって、複数回の可変表示に亘って特定演出態様が含まれる複数の演出態様のうちからいづれかの演出態様の演出を実行する演出実行手段と、

遊技者の動作を検出可能な検出手段と、

前記検出手段の検出結果を含む終了条件が成立したときに、前記特定演出態様により実行中の演出を終了させる演出終了手段とを備え、

前記検出手段を用いる演出の実行中に、前記検出手段の検出結果により前記終了条件が成立することを制限する、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、パチンコ遊技機およびスロットマシン等の遊技機に関し、特に、可変表示を行ない、遊技者にとって有利な有利状態に制御可能な遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

本発明は、かかる実情に鑑み考え出されたものであり、特定演出態様の継続可否の判断に遊技者の意思を反映可能としつつ、遊技者の意思が誤って認識されない遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 可変表示を行ない、遊技者にとって有利な有利状態（大当たり遊技状態）に制御可能な遊技機（パチンコ遊技機1、スロットマシン200）であって、

複数回の可変表示に亘って特定演出態様（第1～第3特殊ステージ）が含まれる複数の演出態様（図36の通常ステージ、第1～第3特殊ステージ）のうちからいづれかの演出態様の演出を実行する演出実行手段（演出制御用マイクロコンピュータ100、図41のS856H、図44のS871～S875、制御部120a）と、

遊技者の動作を検出可能な検出手段（操作ボタン120、図42のS864、停止ボタン12L等）と、

前記検出手段の検出結果を含む終了条件が成立したときに、前記特定演出態様により実行中の演出を終了させる演出終了手段（図42のS863～S865）とを備え、

前記検出手段を用いる演出の実行中に、前記検出手段の検出結果により前記終了条件が成立することを制限する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

このような構成によれば、特定演出態様の継続可否の判断に遊技者の意思を反映可能としつつ、遊技者の意思が誤って認識されないようにすることができる。